

原発ADR無料相談会のお知らせ

福島原発事故による広域避難者の皆様へ
司法書士による電話・面談相談会を行います。

原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介手続き申立（原発ADR）は、原発事故に関する東京電力への損害賠償請求方法の一つです。直接請求では認められなかった費用について和解が成立したケースが多数あり、裁判より時間がかからず手続きも比較的簡単です。司法書士は、原発ADR手続きのご相談から、手続きの代理（請求金額による制限あり）、必要な書類の作成援助まで行っていますので、お気軽にご相談ください。

原発事故により家族と離れて生活せざるを得なくなり、週末には避難先で面会していた。そのため、2ヶ所分の生活費がかかり、面会の交通費もかかってしまった。

避難のために勤めていた職場を辞めなければいけなくなり、収入がない時期があり大変だった。

平成30年 9月16日（日）

午前10時から 午後4時まで

◇電話による無料相談

フリーダイヤル



0120-181-781

※携帯・PHS・固定電話・公衆電話からご利用になれます

◇面談による無料相談

会場：司法書士会館 1階

（JR・東京メトロ四ツ谷駅徒歩約4分）

住所：新宿区四谷本塩町4-37

ご予約は不要です。

主催／東京司法書士会

共催／日本司法書士会連合会



《問い合わせ先》東京司法書士会 総合相談センター

03-3353-9205 平日 午前9時～12時、午後1時～5時

※上記相談会以外にも常設相談会を開催しております。